

令和7年度 浄水水質検査結果(小浜)

採取場所 (小浜)		民家	民家	民家	民家	民家	民家	民家	民家	民家	民家	民家	民家	民家	民家
採取日		4月17日	5月15日	6月03日	7月14日	8月19日	8月26日	9月08日	10月07日	11月18日	12月08日	1月13日	2月05日	3月11日	
水温		15	18	18	25	26	20	25	21	14	11	8	6	9	
残留塩素		0.00	0.10	0.20	0.30	0.50	0.00	0.30	0.20	0.50	0.30	0.30	0.20	0.30	
検査項目	水質基準	検査結果													
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。													
2	大腸菌	検出されないこと													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。													
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。													
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。													
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。													
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。													
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。													
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。													
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。													
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。													
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。													
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。													
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。													
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。													
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。													
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。													
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。													
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。													
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。													
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。													
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。													
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。													
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。													
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。													
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。													
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。													
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。													
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。													
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。													
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。													
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。													
48	味	異常でないこと。													
49	臭気	異常でないこと。													
50	色度	5度以下であること。													
51	濁度	2度以下であること。													



令和7年度 浄水水質検査結果(原)

採取場所 (原)		原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所
採取日		4月17日	5月15日	6月03日	7月14日	8月19日	9月08日	10月07日	11月18日	12月08日	1月13日	2月05日	3月11日	
水温		13	21	22	31	31	31	25	16	12	7	5	8	
残留塩素		0.20	0.30	0.30	0.50	0.30	0.20	0.50	0.30	0.60	0.20	0.80	0.60	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物												0.0003 未満	
4	水銀及びその化合物												0.00005 未満	
5	セレン及びその化合物												0.001 未満	
6	鉛及びその化合物												0.001 未満	
7	ヒ素及びその化合物												0.001 未満	
8	六価クロム及びその化合物												0.002 未満	
9	亜硝酸態窒素												0.004 未満	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満					0.001 未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素												0.4	
12	フッ素及びその化合物												0.08 未満	
13	ホウ素及びその化合物												0.1 未満	
14	四塩化炭素												0.0002 未満	
15	1,4-ジオキサン												0.005 未満	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン												0.004 未満	
17	ジクロロメタン												0.002 未満	
18	テトラクロロエチレン												0.001 未満	
19	トリクロロエチレン												0.001 未満	
20	ベンゼン												0.001 未満	
21	塩素酸	0.06 未満			0.06 未満			0.15					0.06	
22	クロロ酢酸	0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満					0.002 未満	
23	クロロホルム	0.006 未満			0.006 未満			0.006 未満					0.006 未満	
24	ジクロロ酢酸	0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満					0.003 未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満					0.01 未満	
26	臭素酸	0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満					0.001 未満	
27	総トリハロメタン	0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満					0.01 未満	
28	トリクロロ酢酸	0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満					0.003 未満	
29	ブロモジクロロメタン	0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満					0.003 未満	
30	ブロモホルム	0.009 未満			0.009 未満			0.009 未満					0.009 未満	
31	ホルムアルデヒド	0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満					0.008 未満	
32	亜鉛及びその化合物												0.1 未満	
33	アルミニウム及びその化合物												0.02 未満	
34	鉄及びその化合物				0.03			0.1					0.03	
35	銅及びその化合物												0.1 未満	
36	ナトリウム及びその化合物												24	
37	マンガン及びその化合物												0.005 未満	
38	塩化物イオン	120	120	120	110	130	120	120	120	120	130	120	120	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	170			180			180			190			
40	蒸発残留物	390			380			400			360			
41	陰イオン界面活性剤										0.02 未満			
42	ジオスミン										0.000001 未満			
43	2-メチルイソボルネオール										0.000001 未満			
44	非イオン界面活性剤										0.005 未満			
45	フェノール類										0.0005 未満			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 未満	0.4	0.3 未満	0.4	0.3 未満	0.6	0.5	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	7.9	7.8	7.8	7.8	8.0	7.9	7.9	8.0	8.0	7.9	7.9	8.0	
48	味	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	4	1	1 未満	1 未満	2	1 未満	2	3	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	0.6	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.7	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	

令和7年度 浄水水質検査結果(宇谷)

採取場所 (宇谷)		宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所
採取日		4月17日	5月15日	6月03日	7月14日	8月19日	9月08日	10月07日	11月18日	12月08日	1月13日	2月05日	3月11日	
水温		14	17	24	23	25	22	22	16	11	9	7	10	
残留塩素		0.30	0.30	0.30	0.40	0.30	0.30	0.20	0.20	0.20	0.40	0.30	0.30	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

令和7年度 浄水水質検査結果(筒地)

採取場所 (筒地)		筒地公園	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公園	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館
採取日		4月17日	5月15日	6月03日	7月14日	8月19日	8月26日	9月08日	10月07日	11月18日	12月08日	1月13日	2月05日	3月11日	
水温		13	18	19	25	27	22	27	22	13	11	7	6	8	
残留塩素		0.40	0.30	0.40	0.40	0.40	0.00	0.40	0.40	0.30	0.20	0.30	0.30	0.30	
検査項目	水質基準	検査結果													
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。													
2	大腸菌	検出されないこと													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。													
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。													
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。													
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。													
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。													
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。													
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。													
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。													
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。													
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。													
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。													
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。													
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。													
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。													
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。													
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。													
30	プロモホルム	0.09mg/l以下であること。													
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。													
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。													
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。													
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。													
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。													
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。													
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。													
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。													
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。													
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。													
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。													
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。													
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。													
48	味	異常でないこと。													
49	臭気	異常でないこと。													
50	色度	5度以下であること。													
51	濁度	2度以下であること。													

令和7年度 原水水質検査(全項目)結果表

採取場所(水源地)		小浜水源地	石脇第1水源地	石脇第2水源地	石脇第3水源地	原第1水源地	原第2水源地	宇谷水源地	筒地水源地	
採取日		8月26日	7月16日	3月11日	5月26日	5月26日	5月26日	7月16日	8月26日	
前日天候		晴	雨	晴	雨	雨	雨	晴	雨	
当日天候		晴	晴	晴	曇	曇	曇	雨	晴	
気温		33	30	8	20	21	17	30	29	
水温		20	19	18	18	18	18	19	19	
検査項目	参考: 浄水水質基準(※原水においては基準なし)	検査結果								
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0	60	78	6	0	0	0	
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陽性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002	
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	0.1	0.2	0.1 未満	0.5	0.6	0.4	2	0.7	
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.08 未満	0.14	0.19	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1	0.1	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。									
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。									
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。									
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。									
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。									
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。									
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。									
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。									
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。									
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。									
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。									
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.2	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 未満	0.03 未満	0.17	0.07	0.08	0.03 未満	0.03 未満	0.23	
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	42	44	46	13	50	25	18	11	
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.11	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	150	91	57	18	120	120	28	18	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。	220	130	95	47	170	190	63	32	
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。	520	340	260	120	410	400	160	90	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	0.4	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.4	0.3 未満	0.3 未満	
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	8.0	8.2	7.8	7.2	7.4	7.8	6.8	6.8	
48 味	異常でないこと。	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49 臭気	異常でないこと。	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50 色度	5度以下であること。	1 未満	1 未満	3	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	2	
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満	0.5 未満	0.9	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.7	

